

○稚内市体育施設条例

平成13年3月23日条例第6号

別表第6（第11条関係）

稚内市富士見球技場使用料

使用区分	時間区分		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	練習使用の場合
一般 大学生	早朝	5時～8時	入場料総額の1割 に相当する額	2,000円	1,000円
	午前	9時～12時		2,000円	1,000円
	午後	13時～17時		2,500円	1,300円
	夜間	18時～21時		2,000円	1,000円
	1日	9時～17時		4,000円	2,000円
幼小中高生	早朝	5時～8時	入場料総額の1割 に相当する額	1,000円	500円
	午前	9時～12時		1,000円	500円
	午後	13時～17時		1,300円	600円
	夜間	18時～21時		1,000円	500円
	1日	9時～17時		2,000円	1,000円
夜間照明	10分につき		250円（使用時間に10分未満の端数があるときは、これを10分とする。）		

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず、当該球場に入場する者から使用者が徴収する金銭及び使用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 各時間区分を通して使用するときの当該各時間区分の間にある各時間区分に属さない時間の使用料の額については、当該時間の前の時間区分を超えて使用するものとして、前項の規定の適用があるものとする。
- 使用時の年齢が満65歳以上の者及び障害者の使用料の額は、当該使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。